

## 中間到達度確認試験問題

2023年11月15日

松岡 久和

次の1～5の事実に基づき、下記の小問に答えなさい（各20点）。

### 【事実】

- 1 専門の焙煎士であるAはインターネット通販で珈琲豆を売っている。Aは、珈琲専門の商社が輸入した生豆を代金後払で買い受け、顧客からWebサイトを通じて注文を受け、焙煎して売っている。最近では、収入を安定させるために、年間定期売買契約を進めており、毎月3種類の高級な珈琲豆（単独銘柄の深煎り1種、単独銘柄の浅煎り1種及びAがブレンドした中煎りの1種）50gづつ3袋を割引価格の3000円（顧客が毎月クレジットカード払で豆の送付予定日以前に決済する）で1年間販売するものであり、2022年8月頃には、各月スタートの顧客が平均100名に昇っていた。顧客に送る珈琲豆の銘柄は、AがBから仕入れる豆によって変わるが、生豆相場や人気度に応じて、Aが選ぶものであった。
- 2 Aはさらなる売上げ増を狙って、金融業者Cから2000万円を借り受けて新しい高性能の焙煎機甲を増設した。Aは、債務の担保として甲の所有権をCに移転し、占有改定による引渡しをした。ところが、甲の故障が頻発し、海外の製造元との交渉が難航したため、Aの狙っていた売上げ拡大ができなくなった。
- 3 同年10月頃から、販売不振により、AのBへの代金の弁済もCへの毎月の利息の支払も遅れがちになっていた。そこで、Bは、未払代金全額の弁済を求め、それができなければ、顧客に対する毎月の代金債権を、未払代金額に見合う額のみだけ債務の弁済に代えて譲渡するように求め、Aはそれに応じるから取引を継続してほしいと返事した。他方、それと前後して、Cも、甲に代わる担保の提供を求めてきたので、Aは、11月分以降の顧客に対する代金債権を1年分、担保として譲渡することに同意した。

（問1） Bは、ACの債権譲渡の無効や取消しを主張することができるか。

（問2） Cは、ABの債権譲渡の無効や取消しを主張することができるか。

（問3） AB・ACの各債権譲渡が有効で両者が重なる場合、どういう基準でどちらが債権者となるか。

以下は、Aの顧客Dの視点からの問題である。

- 4 Dは、2022年8月にAとの間で珈琲豆の年間定期購入契約を結んだ者であり、8月分から10月分については、たいへん満足していた。しかし、11月分として給付された珈琲豆は、Dが苦手とする浅煎り豆ばかりで、約束が違うと憤慨した。
- 5 さらに12月以降の代金については、債権の譲受人（問3で優先する方の譲受人とする）の指定するとおりに支払ってほしい旨のAからのメールによる通知を受け、不審に思ってクレジットカード決済を止めて、代金を支払わないことにした。

（問4） 債権の譲受人は、Dに12月分の代金を請求できるか。

（問5） Dは、債権の譲受人に対して、何を主張できるか。